

いなべ市社会福祉法人連絡会会則

(目的)

第1条 いなべ市社会福祉法人連絡会（以下、「連絡会」という。）は、いなべ市内の社会福祉法人の組織化を図り、各法人の専門性を活かし、住民と共に地域課題の解決のため、連携して地域公益活動等に取り組むことで、住みやすい安心して暮らせる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(会員)

第2条 連絡会の会員（以下、「会員」という。）は、第1条に定める目的に賛同し加入を希望する、いなべ市内で活動する社会福祉法人とする。

(事業)

第3条 連絡会は次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換及び交流
- (2) いなべ市内の福祉ニーズの把握及び課題解決のための取り組み
- (3) 会員の連携による地域公益的な活動の企画、検討及び実施
- (4) その他、連絡会の目的達成に必要な事業

(役員)

第4条 連絡会に、会長1名、副会長1名、監事1名を置く。会長及び副会長、監事は、総会により選出する。

- 2 会長は会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けるときはその職務を代理する。
- 4 監事は連絡会の会計及び事業を監査する。
- 5 会長、副会長、監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 6 欠員の補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第5条 連絡会は、年に1回総会を開催する。

- 2 総会は会長が招集し、必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は、その都度選任する。
- 4 総会は役員を選任、予算、決算、事業計画、事業報告等について、議決を行う。
- 5 総会は会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面

により欠席の理由及び総会に付議される事項についての意思を表示した会員は、出席とみなす。

- 6 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議)

第6条 連絡会は、年4回程度会議を開催する。

- 2 会議には、オブザーバーを置くことができる。

(分科会等の設置)

第7条 連絡会は、分科会等を置くことができる。

(会費)

第8条 連絡会の目的を達成するため、会員から会費を取ることができる。

- 2 会費の額は別に定める。

(会則の改廃)

第9条 この会則の改正及び廃止は、総会で決定する。

(事務局)

第10条 連絡会の事務局は、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第11条 その他、この会則に定めのない事項については会長が別に定める。

附則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。